大学アーカイブズにおける資料収集の現状と課題

轟 香織

大学アーカイブズは、大学に附属する公文書館のことである。大学は大学アーカイブズ という組織を設置し、そこで収集される文書によって、大学のアカウンタビリティやアイ デンティティを示す姿勢が求められる。

これまでの大学アーカイブズの設置契機は、大学の年史編纂の際に用いられた資料の保存のため、大学の創設者を顕彰するため、情報公開法の施行・国立大学の法人化が主な契機であった。これに加えて、平成23年に施行された公文書管理に関する法律(以下、公文書館法)によって、大学アーカイブズを設置する動きがみられる。また、公文書管理法に関する問題点は大きく二点ある。まず第五条第5項に関して、文書を作成した原局の職員が主観的な判断を行い、重要な文書が廃棄されてしまう可能性がある点が挙げられる。次に、第十一条第4項は、大学アーカイブズに移管しない国立大学法人の法人文書は廃棄しなければならないということを意味している点が挙げられる。そして、既存の大学アーカイブズに関する問題点として、先行研究によって大学アーカイブズが収集すべき資料の区分が異なっていることが挙げられる。このことから、大学アーカイブズが収集すべき資料ははっきりと定まっていないと考えられる。また、公文書管理法に関わって大学アーカイブズがどのように資料を収集しているかを明らかにした調査は見られない。

以上より、本研究の目的は既存の大学アーカイブズにおける資料収集の現状を調査し、 これからの大学アーカイブズがどのように資料を収集すべきなのかを明らかにすることで ある。その際には公文書管理法に大きくかかわる国立大学アーカイブズを対象とする。

先行研究の調査から、本研究では大学アーカイブズが収集すべき資料は、その資料が持つ役割によって三種に分類した。法人文書・大学史資料・教育・研究資料の三種である。 この三種の資料の分類をもとに質問項目を設定し、既存の大学アーカイブズを調査した。

質問調査から、法人文書は、文書を作成した原局と大学アーカイブズとで、文書の内容に関する知識・文書の管理方法に関する知識を共有して、文書が原局によって意図的に廃棄されないように努めるべきであるということ、大学史資料は客観的に大学の歴史を証明することができるように収集することが望まれるということ、そして教育・研究資料は量が膨大ではあるが、大学でどのように教育・研究を行われてきたのかというアイデンティティを示す資料になるため、収集することが望まれる、ということを示した。

大学アーカイブズは法人文書を公文書管理法に則って優先して収集する必要がある。しかし法人文書だけでなく、大学のアカウンタビリティ・アイデンティティを客観的に示すように大学史資料・教育・研究資料を収集する必要がある。その際には大学内の他機関や部局と連携することで資料を確実に収集・保存していくことが望ましい。

(指導教員 白井哲哉)